

記入例 (表)

様式第1号 (第7条関係)
ときがわ町中小企業及び個人事業主に対する新型コロナウイルス感染症
防止対策補助金交付申請書兼請求書

ときがわ町長 宛

令和3年 ○月 ○日

日付を記入

所在地 ときがわ町大字桃木32番地
名称 株式会社 ときがまま商事
代表者 代表取締役 玉川 太郎 印
職・氏名
電話番号 0493-65-1521

代表者印を押印 ※会社印(角印)しか無い場合は代表者の方の認印の押印も併せてお願いします。

1 交付申請及び請求金額 50,000円
申請金額を記入

2 振込先

振込先	銀行	信用金庫・農協
(金融機関コード)	支店	出張所
種目	1 普通預金	2 当座預金
口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
(フリガナ)	カ トキタマシヨウジ	
口座名義人	株式会社 ときがまま商事 代表取締役 玉川 太郎	

振込先口座は領収書に記載のある同一の方でお願いします。個人の方については中面 Q8も参照下さい

記入例 (裏)

3 企業(個人事業主)概要

業種 (該当する業種に○を付けること。)	1 製造業・建設業・運輸業・その他の業種 (下記2から4までを除く。)
	2 卸売業
	3 サービス業
	4 小売業
現在の従業員数 (パート・アルバイトを除く。)	8人

申請時点の人数をご記入下さい

4 補助対象経費金額 (右欄に金額を記入すること。)

1 事務所や店舗の内装、設備等の工事に要する経費	70,000円
2 物品購入に要する経費	20,000円
3 テイクアウト (飲食物の持ち帰りによる販売方法を行う)、デリバリー (飲食物の宅配による販売方法を行う) 開始に要する経費	円
4 システムの導入に要する経費	円
補助対象経費合計金額 (A)	90,000円

対象となる経費の合計金額を記入して下さい

5 補助金計算式 (右欄に該当する箇所には○を付すること。)

補助対象経費金額	補助金の交付額
(A) >50,000円	50,000円
(A) ≤50,000円	補助対象経費合計金額 (A)と同額

50,000円以上の場合は上に○
50,000円未満の場合は下に○

申請書記入例

【対象経費となる物の例】

- ・パーティションや仕切り板の設置・購入費用
 - ・自動水栓設置費用
 - ・非接触型検温器
 - ・除菌アルコール並びにそれらを使用する為の容器等
 - ・空気清浄機又は加湿器
 - ・換気機能付きエアコン
 - ・デリバリーを開始する為の費用 (車両購入や容器等)
 - ・テレワーク導入費用
 - ・オンライン会議若しくはテレワークに参加する為に購入したパソコン本体
 - ・EC サイト構築費用
 - ・キャッシュレス決済導入費用
- 等々

上記以外にも対象となるものがありますので、町ホームページの要綱又はQ&Aをご覧ください。お問い合わせ先までお願いします。

新型コロナウイルス感染症対策を講じている

ときがわ町内の事業者の皆様へ

感染症対策に掛かった経費の一部を補助します

補助対象経費に対して

5万円を上限に

補助金を支給します

申請期間

令和3年4月28日～令和3年8月31日

支給対象者

ときがわ町内の事業主のうち

- ①申請時点で町税を滞納していない方
- ②暴力団や暴力団員が経営に関与していない方
- ③今後も事業を継続する意思がある方

④法人の場合

・ときがわ町内に主たる事業所・事務所を有する方

④個人事業主の場合

・主たる収入が営業収入であり、ときがわ町内に住所を有する方

①～④すべてに該当する方が対象

申請・お問い合わせ先

〒355-0396

ときがわ町大字桃木 32 番地

ときがわ町役場 産業観光課 商工観光担当 (第二庁舎 2 階)

TEL65-1532 FAX65-3629(平日 9時から 17時まで)

◆新型コロナウイルス感染防止の為、申請は原則郵送でお願い致します◆

★重要★

令和2年4月1日から令和3年7月30日までに購入したものが対象になります！

～Q&A～

Q1【個人事業主】ときがわ町内に住んでいるが、町外で事業を行っている人は対象になるか。

A1 ときがわ町内に住所を有していることを要件としていますので、対象となります。

Q2【法人】本店が他市町村にあり、事業所がときがわ町にあるが対象となるか。

A2 全体の売上高の内、ときがわ町での売上高が全体の売上高の半分以上占める場合、対象となります。

Q3【法人】Q2に該当するが、何をもって証明すればよいか。

A3 任意の売上高帳、又は試算表で全体の売上高及びときがわ町での売上高を示したものを提出下さい。

Q4 いつの時点で開業していれば対象となるか。

A4 申請時点で開業していれば対象となります。

Q5 いつの時点で申請すればよいか。

A5 対象となる物を購入した後、必要書類を添えて申請して下さい。

Q6 ネットや通販で購入した為、領収書がありません。その場合は対象となるか。

A6 メールや注文履歴等、購入したことがわかる書類があれば対象となります。

Q7 領収書を紛失して手元に無い場合、対象となるか。

A7 領収書が無い場合、対象となりません。

Q8 領収書の宛名は、申請者の名称と同一でないといけないか。

A8 同一であることが必要です。ただし、個人事業主について屋号が宛名になっている場合、他の添付書類で屋号が確認できれば申請できます。

Q9 前期の事業年度で購入し経理上、経費に計上している物に対して申請した場合、修正申告をする必要があるか。

A9 修正申告はする必要はありません。ただし、補助金の交付を受けた事業年度の益金（個人事業主の場合は、総収入金額）に計上する必要があります。詳しくは国税庁のホームページでご確認下さい。

申請から 支給までの流れ

① 申請書に**必要書類**を添付して郵送又は産業観光課（第二庁舎2階）窓口で申請

② 申請から概ね2週間程度で入金

申請
審査

交付決定

補助金支給

必要書類

- ・補助金交付申請書兼請求書
- ・補助金誓約及び同意書（様式第1号）
- ・対象経費の領収書（様式第3号）

+

法人

【確定申告済の方】

- ・確定申告書別表1の写し

or

- 【開業後間もない為、確定申告をしていない方】
- ・法人登記簿の写し

個人事業主

【確定申告済の方】

- ・確定申告書B第1表の写し

or

- 【開業後間もない為、確定申告をしていない方】
- ・開業届の写し